

八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（モニターツアー）業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、委託者「福島県」（以下「甲」という。）が受託者「 」(以下「乙」という。)に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務の名称

八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（モニターツアー）業務

3 事業の目的

南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下「本地域」という。）は、認知度が低い一方で、来訪者の満足度は極めて高いことから、まずは来訪いただき、地域の魅力を体感してもらうことが大切である。

本事業では、只見町と新潟県三条市を結ぶ八十里越道路開通を絶好の機会と捉え、旅行会社等を対象に、南会津ならではの魅力を体感できるモニターツアーを実施し、商品化及び販路拡大につなげ、ひいては、本地域への誘客促進を図ることを目的とする。

4 委託業務の期間

委託契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

5 業務内容

(1) 旅行会社等を対象としたモニターツアーの企画・実施

ア 日数 2泊3日

イ 日程 令和8年10月頃

ウ 対象者 関西圏の旅行会社等（10名程度）

なお、1社（1名）以上は、台湾からのインバウンド（訪日旅行）を取り扱う旅行会社等（関西圏に限らない）とすること。

エ 内容

- ・南会津ならではの魅力ある食や自然、文化、観光コンテンツを盛り込んだモデルコースを造成し、モニターツアーを実施すること。
- ・モデルコースの対象エリアは本地域を基本とした上で隣接エリアを含めることができるものとする。
- ・本県へのイン・アウトのいずれか（又は両方）は、原則として、福島空港を活用することとし、県内での移動は貸切バス等を利用すること。

- ・令和9年夏に暫定開通予定の八十里越道路（国道289号）の魅力を参加者に効果的に伝えられるよう工夫すること。
- ・本地域の町村や関係者との意見交換の場を設け、参加者の地域理解を深められるよう工夫すること。

（2）モニターツアー実施に係る業務

ア 手配・催行管理業務

上記（1）のモニターツアーについて、訪問先、ガイド、宿泊施設、航空チケット、貸切バス及び会議室等に係る全行程の手配を行うこと。また、申込先は乙とし、参加者名等の情報集計の上、甲に報告すること。

イ 添乗業務

モニターツアーでは、添乗員1名が全行程同行し旅程管理を行うこと。また、モニターツアー中、実績報告書用の記録写真の撮影を行うこと。

ウ モニターツアー参加者へのアンケート

アンケートを実施し、その結果を集計・分析し甲に報告すること。なお、アンケートの調査項目は甲乙協議の上決定すること。

エ 情報発信

ツアー終了後に、南会津地方振興局の SNS（Instagram、note 等）に、ツアーの様子や参加者の感想を踏まえた記事を投稿すること。また、参加者自身による南会津の魅力発信を促すとともに、地域理解を深めるため、参加者に対し当局 SNS の閲覧、登録を促すこと。

6 提出書類

（1）業務開始時に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（様式第1号）
- イ 実施工程表（任意様式）
- ウ 責任者・担当者一覧（任意様式）
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

（2）進捗状況確認のため令和9年1月末時点で提出する書類

- ア 進捗状況報告書（任意様式）
- イ 収支決算書（任意様式）※見込み
- ウ 委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- エ 委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者を支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- オ その他甲が必要と認める書類

（3）業務完了時に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書（様式第2号）
- イ 事業実施報告書（任意様式）
- ウ 収支決算書（任意様式）
- エ 委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- オ 委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- カ その他甲が指示するもの 一式

※ なお、成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。

7 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、甲と協議し、調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は逐次、甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 協議による変更等については速やかに対応すること。
- (4) 乙は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 乙は、業務の主たる部分を再委託してはならない。

8 仕様の変更等

- (1) 仕様の変更
乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し承認を得ること。
- (2) 仕様書に記載されていない事項
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲と乙が協議し対応するものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権、意匠権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意することとする。

(4) 本業務の進行状況について、甲に定期的に報告すること。